

第2節 地震災害情報の収集・伝達

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	東北総合通信局 宮城県 仙台管区気象台 郵便事業(株) 郵便局(株) (佐沼郵便局) 東日本電信電話(株) 宮城支店(古川営業支店) 日本放送協会仙台放送局 日本赤十字社宮城県支部(登米市地区) 東北放送(株) (株) 仙台放送 (株) 宮城テレビ放送 (株) 東日本放送 (株) エフエム仙台 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

地震の被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整え、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、円滑な応急対策活動を実施する。

第2 地震情報

仙台管区気象台は、地震の観測結果に基づき地震情報を発表する。この気象台からの情報は県、消防本部等の防災関係機関等へ伝達され、市に通報されるシステムとなっているので、市は地震情報を入手後速やかに報道関係機関の協力を得て住民に周知する。

1 地震情報

地震情報は、震度3以上の地震が発生した場合の即時的な情報として、震度速報(震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名)、震源に関する情報を発表する。

さらに、震度3以上の地震の場合は震源・震度に関する情報(震度3以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名等)を、震度1以上の地震の場合は各地の震度に関する情報(観測点毎の震度)を発表する。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

仙台管区気象台は地震情報を発表した場合は直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達する。また、報道機関は住民に広く周知することに努める。

また、仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こる恐れがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

4 異常現象を発見した場合の通報

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは直ちに総務部へ伝達する。

総務部長は、受領した事項について東部土木事務所登米地域事務所、県危機対策課、気象庁仙台管区气象台その他の関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

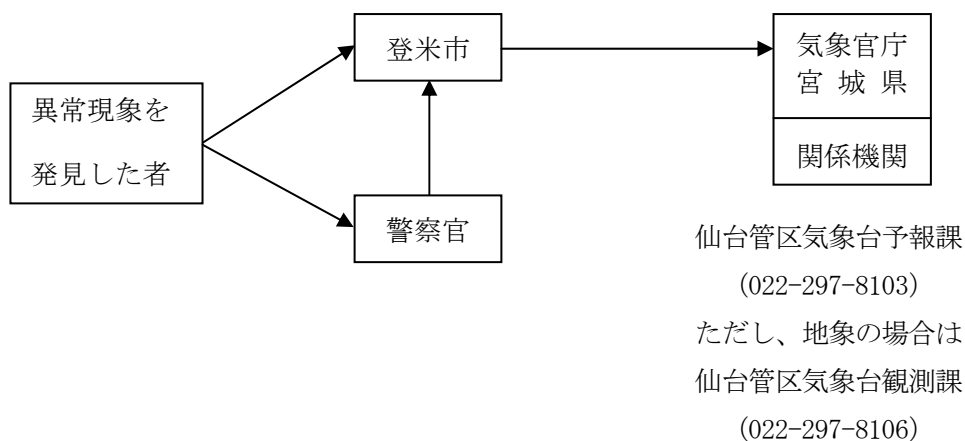
(1) 水象

- ア 河川又はため池等の異常な水位上昇
- イ 異常な湧水
- ウ 洪水

(2) 地象

- ア 地割れ（亀裂）
- イ 地すべり（土塊の移動）、がけ崩れ、山崩れ
- ウ 地表面の沈下・隆起
- エ 数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震

[異常気象発見時の通報の流れ]



第3 災害情報収集・伝達体制

1 地震発生直後の被害情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管施設事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめておく。直ちに収集すべき情報は、概ね次のとおりとする。

[災害発生後、直ちに収集すべき情報]

- ア 市民等の安否に関する情報
 - ① 各地区における市民の安否
 - ② 各地区における災害時要援護者の安否
各地区における児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否
- イ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
 - ① 庁舎（本庁舎、総合支所、各部出先機関）
 - ② 消防署、警察署、その他国・県の施設
 - ③ 電話、水道、電力、ガス、下水道等のライフライン施設
 - ④ その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- ウ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
 - ① 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
 - ② 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
 - ③ 保健センター、その他災害時要援護者施設
 - ④ その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- エ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
 - ① 河川の堤防、がけ・擁壁等
 - ② 住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等
- オ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
 - ① 幹線道路、その他重要な道路、橋りょう、陸橋、信号等
 - ② 鉄道線路、駅舎等

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたるとともに、各地区毎に情報調査連絡員を置き、収集にあたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担一覧は、概ね次の表のとおりである。

[市及び防災関係機関の調査分担の一覧]

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部 (管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部 (課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ○ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ○ 関連施設などの対策実施のための協力可能能力の現況 ○ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況
	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災発生状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 主要な道路、橋りょう、信号等の被災状況 ○ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 ○ 住家の被害その他の物的被害 ○ 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害 ○ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ 避難所からの報告の取りまとめ ○ その他本部長が必要と認める特命事項
	参集職員及び情報 調査連絡員等からの 情報集約	<p>※ 災害発生直後1～2時間においては比較的電話がつながりにくい。また、職員の参集のたびに途上の情報も同時にもたせられる。初期においては、各対策部が電話・面接等により上記について聴取し、地図上に集約し全体像を視覚化する。</p>
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ○ 住家の被害（物的被害） ○ 火災発生状況及び火災による物的被害 ○ 危険物取扱施設の物的被害 ○ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○ 避難道路及び橋りょうの被災状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
佐沼警察署 登米警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ○ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○ 犯罪の防止に関しとった措置、その他必要ある事項 	
その他防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、既にとった措置 ○ 震災に対し今後とろうとする措置、その他必要ある事項 	

2 災害情報の収集

(1) 災害情報収集活動の実施

本部長は、被災地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ災対総務部長に対して、被災地調査の実施を命ずる。

総務部長は、本部が設置されその必要があると認めるときは、本部長の指示の有無にかかわらず部員（職員）による災害情報収集活動を実施し、各担当部長は、あらかじめ定められた調査区分により、災対総務部に協力して活動を行う。

また、災害情報の収集に万全を期すため、市の各地区毎に情報調査連絡員を置く。

(2) 調査の実施要領

ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、概ね以下のような体制で行う。

[災対総務部の班編成の目安]

活動項目の目安	班数	1班あたりの構成員	構成員となる部
連絡・収集	1	職員3名	総務部
災害情報収集	2	職員3名	

イ 調査事項

調査事項は、概ね次のとおりとする。

[災害発生後、直ちに収集すべき情報]

- ① 住宅等の密集地をはじめとする火災発生の有無及び状況
- ② 住宅等の密集地をはじめとする避難の必要の有無及び状況
- ③ 住宅等の密集地をはじめとする主要道路、橋りょう、信号等の被害の有無及び状況
- ④ 住宅等の密集地周辺をはじめとする救急・救助活動の必要の有無及び状況
- ⑤ 各部が行う応急措置の実施状況
- ⑥ 電気・電話等ライフライン機関並びに東日本旅客鉄道（株）の行う応急措置実施状況
- ⑦ その他本部長が必要と認める特命事項

[災害発生後2日目以降に収集すべき情報]

- ① 災害の原因（二次的原因）
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動実施上の支障要因等の状況
- ⑥ 本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

ウ 実施要領

- ① 震度4以上の地震発生後に行う調査については、災害の拡大要因となる情報や救援対策実施上重要な情報の把握を第一に行う。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに本部へ報告する。
- ② 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を災対総務部長が取りまとめ、本部長へ報告する。
- ③ 調査は、消防本部員並びに消防署員・警察官その他防災関係機関職員及び各地区の情報調査連絡員、自主防災組織等その他の協力団体・市民等の協力を得て実施する。なお、各担当部長は、必要に応じて被害状況の写真撮影を行い記録する。

3 情報の取りまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の統括責任者	
	災害対策本部職名	平 常 時 職 名
総括責任者	災対総務部長	総 務 部 長
取扱責任者	各 担 当 部 長	各 部 長

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表のとおり、本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。なお、被害情報の第1報（安否に関する情報）は災害発生後30分以内に行う。また、地震発生当日については1時間毎の定時報告を行う。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
被害状況及び応急対策状況の統括	総務部	各地区情報調査連絡員
家屋、固定資産関係事項	総務部	各地区情報調査連絡員 各地区納税組合
民生関係	市民生活部	各施設の長
衛生、保健、医療関係事項	市民生活部	医療機関 各地区公衆衛生組合
商工関係事項	産業経済部	各商工会
農林関係事項 農業土木施設関係事項	産業経済部	みやぎ登米農業協同組合 各地区土地改良区
道路、橋りょう、市営住宅関係事項	建設部	
水道関係事項	水道事業所	
文教、文化財関係事項	教育委員会	各施設の長

[報告の区分、時期、留意事項及び様式]

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、1時間毎に報告	◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋りょう・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、「その」旨及び情報源を明記のこと。	※所定の様式
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	◎ 災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身にかかわる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況 ◎ その他必要と認める事項	※所定の様式
	要請情報	必要と認めるその都度即時	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項	※所定の様式
2日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日10時までに取りまとめ報告	◎ 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等ができる限り速やかに調査し、報告。	※所定の様式
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめ報告	◎ 災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身にかかわる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況 ◎ その他必要と認める事項	※所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめ報告	◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項	※所定の様式

(3) 被害状況の取りまとめ

総務部長は、各部からの情報の取りまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
 - ※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順を踏む「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」
- エ 情報の空白地区の把握
 - ※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある
- オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握
- カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

4 県等への報告

(1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因（※ 地震、浸水、…等の別）
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度は、被害認定基準に基づく）
- オ 災害に対して既にとられた措置及び今後とろうとする措置
 - ① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ② 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
 - ③ その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(2) 報告の実施手順

ア 報告の方法

- ① 市長（本部長）は、市町村被害状況報告要綱に基づき速やかに県へ報告する。
- ② 通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告するなど、あらゆる手段を尽くして報告するように努める。
- ③ 報告すべき被害の程度については、住家被害・人的被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。

イ 報告担当及び報告先

連絡責任者			報 告 先		
担当部	正	副	機 関 名	住 所	電 話
総務部	総務部長	総務課長	東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市 迫町 佐沼字 西佐沼 150-5	0220- 22-6111
市民生活部	市民生活部長	社会福祉課長	東部保健福祉事務所 登米地域事務所		
市民生活部	市民生活部長	健康推進課長	東部保健福祉事務所 登米地域事務所		
建設部	建設部長	土木管理課長	東部土木事務所登米 地域事務所		
産業経済部	産業経済部長	農林振興課長	東部地方振興事務所 登米地域事務所		
			東部家畜保健衛生所		
教育委員会	教育長	教育次長	東部教育事務所登米 地域事務所		

(3) 報告の区分及び様式

総務部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

報告の種類	報告の時期	留意事項	報告の様式
災害概況速報 (第1報)	覚知後直ちに又は災害が発生する恐れがある場合に自主的に即時報告	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況が十分把握できない場合でも県様式第1号により即時報告する。 被害の状況は具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。 	県の様式 (様式第1号)
被害状況報告 〔即報〕 (逐次報)	被害状況が判明次第、県の指定する期日までに報告 (概ね1日1回程度)	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告する。 	県の様式 (様式第2号)
被害状況報告 〔確定〕	県の指定する期日までに被害状況について確定報告 (概ね災害が発生してから2週間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を調査し確定したものを報告する。 施設等の被害箇所数及び被害額については国管理・県管理分を除く。 	県の様式 (様式第2号)

※ なお、宮城県総合防災情報システム (MIDORI) に障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合についての報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 事態が切迫している場合の措置

- ア 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を県その他防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- イ 市及び関係機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。
- ウ 通信の途絶等により、県へ報告できない場合は、直接、国（消防庁）へ報告する。その後、速やかに県へ報告する。
- エ 被害の状況が把握できない場合にあっては、報告に努める。

(5) 災害救助法に基づく報告

災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ登米地方振興事務所に報告する。

(6) 災害情報等の交換

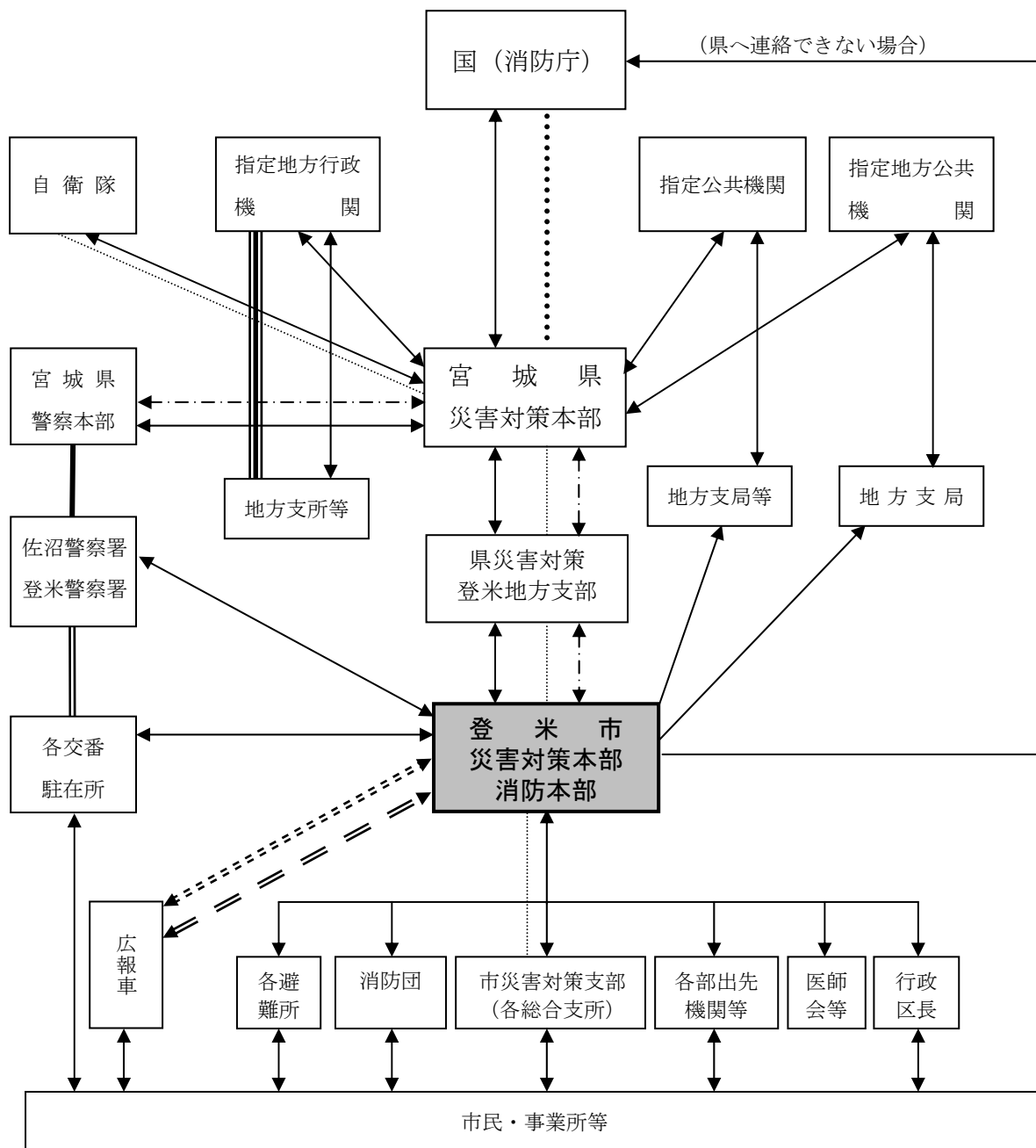
市、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- イ 災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ウ 法令又は地域防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

(7) 災害情報等の相互交換体制

- ア 市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- イ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

[災害情報連絡系統図]



- 有線電話
- 宮城県防災行政無線電話
- 消防庁防災無線電話
- 超短波無線電話
- ===== 警察有線電話
- ===== 各防災機関の無線電話
- - - - - 宮城県総合防災情報システム (MIDORI)
- 市防災行政無線 (移動系)
- == 消防無線

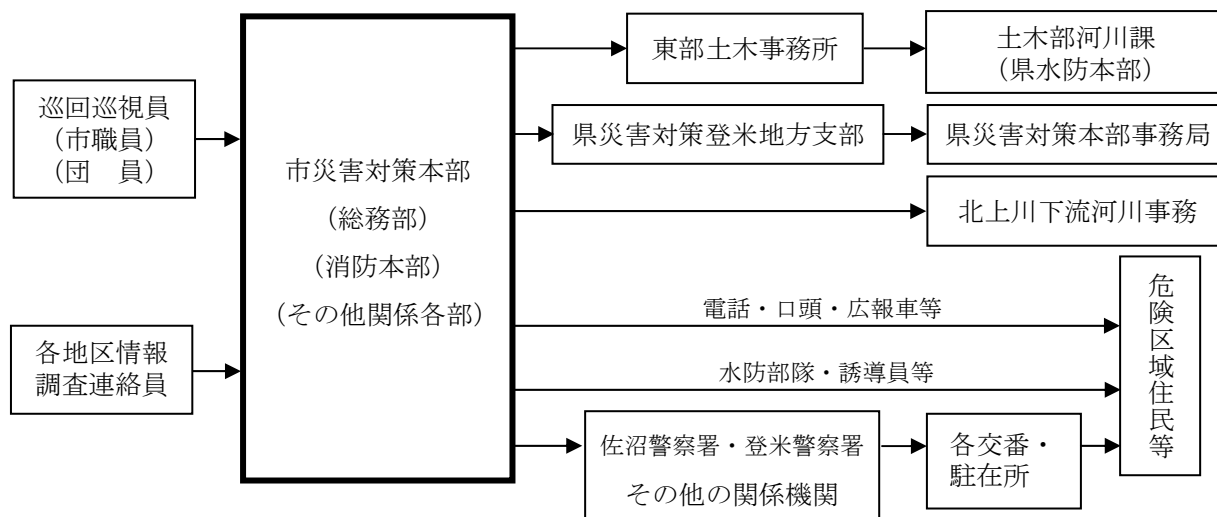
5 災害危険箇所等の情報

災害危険箇所等としては、堤防に係わる重要水防箇所及び土砂災害危険箇所等がある。

(1) 堤防に関する情報

堤防に関する情報の収集は、総務部が消防長その他関係各部長・防災関係機関及びその他の協力団体等と連携、協力して行う。なお、堤防に関する情報の通報系統、危険箇所の一覧は、以下のとおりである。

ア 通報系統



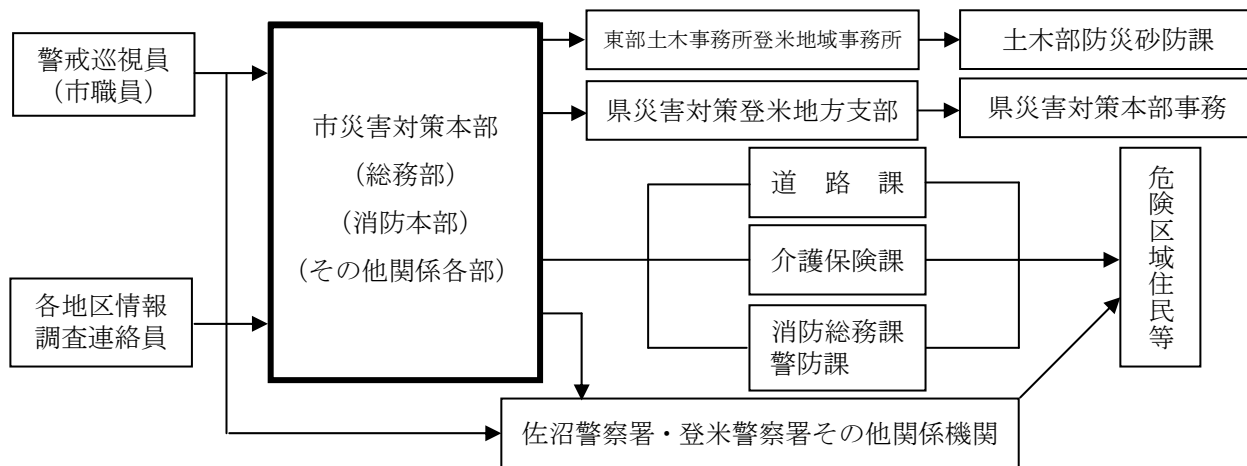
イ 情報を収集すべき危険箇所

※ 水害（洪水）危険区域（資料編 資料12）

(2) 土砂災害危険箇所等の情報

土砂災害危険箇所等の情報の収集は、総務部長が関係各部長・防災関係機関及びその他協力団体等と連携・協力して行う。なお、情報の通報系統は、以下のとおりである。

ア 通報系統



イ 情報を収集すべき危険箇所

※ 急傾斜地崩壊危険箇所（資料編 資料13）

第4 通信・放送手段の確保

大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市及び防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

1 市防災行政無線施設等

市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高いことから市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段を確保する。

地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行い、避難場所となった施設等と災害対策本部との通信手段を確保するとともに、他機関及び市町村との通信手段を確保する。

2 優先電話・連絡責任者の指定等

(1) 優先電話

市は、災害時における情報通信には災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を利用し情報の収集・連絡を行う。

(2) 連絡責任者

市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ適切な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。

連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

3 本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局（事務局長：危機管理監）に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を本部事務局に派遣するよう要請する。なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。

4 災害時に利用可能な有線通信網

市内において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

ア 電話（NTT 公衆回線）	エ 警察電話（警察業務専用回線）
イ 電話 FAX（NTT 公衆回線）	オ 消防電話（消防業務専用回線）
ウ 非常・緊急指定電話（NTT 公衆回線）	カ 電気事業を行う機関の保有電話 （電気事業業務専用回線）

5 各種災害通信施設の利用

(1) 公衆電気通信設備線の優先利用

市長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常（緊急）通話」又は「非常（緊急）電報」取扱いを受け、通信の最優先を図る。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き
東日本電信 電話（株）	非常通話 緊急通話	登米市災害時 優先電話と同じ	総務部長	○申込み受付番号は 102 番 ○申込みの際の通告事項（通話の種類、発信機関名発信・通信先電話番号・通話内容）
東日本電信 電話（株）	非常電報 緊急電報			○申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。

(2) 災害時優先電話の利用

市長は災害に関する緊急通信が必要な場合、一般の加入電話を利用し通信を確保するが、ふくそう等によりその利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが困難であるときは、防災行政無線の他、次に掲げる無線通信施設を利用する。

市は防災行政無線等の通信手段の確保に務め、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、避難場所となった学校等と市庁舎との通信手段と、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
佐 沼 警 察 署	登米市迫町佐沼字中江 5 丁目 11-5	総務部長	0220-22-2121
登 米 警 察 署	登米市登米町寺池目子待井 265		0220-52-2121
登米市消防本部	登米市迫町森字平柳 25		0220-22-0119

イ 非常通信の利用

① 非常通信の内容

- a 人命の救助、財産の保全、遭難者の捜索に関するもの
- b 鉄道、道路、電力、電話回線の障害状況及びその復旧のための資機材の手配、運搬者要員の確保などに関するもの、その他、気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関係して緊急措置を要するもの。

② 非常通信依頼手続き

無線局に対し、次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入する。また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

- a あて先の住所、氏名、電話番号
- b 連絡内容（200字以内）

ウ 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

① 無線機器の管理

[無線機器管理の原則]

- 陸上移動局の集結（すべての陸上移動局は、市災害対策支部に一旦集結させる。）
- 陸上移動局の搬出（支部に集結した携帯局の搬出・使用は災対総務部長が指示する。）

② 通信の統制

[通信の統制の原則]

- 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- 簡潔通話の実施の原則
- 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

エ 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のようなさまざまな制約が予想される。

- 使えない（不通・故障・電源不良等）
- 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

[対応策事例]

a 使えないとき

当然、代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

b 混雑しているとき

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局にあげてもらおうようにする。また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

c 聞き取りが困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。無線機は、1 m動かしただけで受信状態が大きく変化することもある。

(4) アマチュア無線の活用

登米地方アマチュア無線クラブの協力を得て、通信の確保を図る。

(5) 急使の派遣

災害により通信網が寸断され、通信が途絶した場合には防災機関までの連絡、災害現場等への指示等は被害状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

(6) 災害用伝言ダイヤル等

大規模な災害時に、被災者が被災地域内やその他の地域の家族等と連絡をとる場合に、NTTが行っている「災害用伝言ダイヤル」(171)、NTTドコモが行っている「iモード災害用伝言板」及び他の携帯電話会社が行っている「災害伝言板サービス」の利用について住民に周知する。

(7) その他の通信連絡手段

大規模な災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、次の通信手段の活用があることから、必要に応じて相互に連携をとり通信手段を確保する。

- ① 携帯電話、PHS
- ② (財)東北移動無線センターが運営している MCA 無線システム
- ③ 東北地方非常通信協議会加入機関へ通信依頼
東北地方非常通信協議会構成機関は、(資料編 資料 14-4 東北地方非常通信協議会構成機関一覧表) のとおりである。
- ④ インターネット
- ⑤ 衛星携帯電話
- ⑥ 地域衛星通信システム
- ⑦ 避難所の特設公衆電話 (無料)
- ⑧ 宮城県防災行政無線 (地上系)

6 郵便関係の措置

郵便局株式会社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取扱う郵便局等については、別途郵便局株式会社が指定し、その旨を公示する。登米市においては佐沼郵便局が取扱郵便局に指定されている。

7 放送施設

各放送局においては、災害時における放送体制、放送応急対策に対して、それぞれ体制等を確保するとしている。

(1) 日本放送協会仙台放送局・民間放送会社

ア 放送体制

災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。

また、地方自治体・警察・消防・气象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報・安否情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

イ 放送応急対策

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。

また、取材・放送送出等に支障をきたさないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期す。

第3節 災害広報活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 消防本部 消防団	宮城県 佐沼警察署 登米警察署 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市、県及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

市、県及び防災関係機関は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努める。

第2 災害広報体制の確立

1 総務部の役割

総務部長は、本部長の指示の有無に関わらず、次のとおり、災害時広報体制を確立する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料の作成	① 総務部からの資料収集 ② 広報活動用資料作成 ③ NTT ファクシミリ、伝令等による各部及び現地連絡所への配布
「広報登米災害復旧速報版」発行体制の確立	① 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） ② 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） ③ 災害発生2日目以降毎日発行
災害時要援護者向け広報体制の確立	① 市社会福祉協議会との連携 ○ 外国語・手話通訳ボランティアの確保 ○ 翻訳・点字ボランティアの確保 ② 災害時要援護者向け広報資料の作成 ③ 災害時要援護者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関対応	① 日本放送協会等の放送機関への災害情報の収集・連絡等について放送依頼 ② 外国人・聴覚障害者向け放送枠確保の依頼 ③ 報道機関周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設及び報道協力の依頼
広報活動班の編成	① 広報車巡回等による広報活動 ② 住宅等の密集地域への広報活動 ③ その他緊急広報を必要とする地域への広報活動

2 避難所及び現地連絡所の役割

避難所は、総務部から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難場所在住の市民及び担当地区の市民に対し、次のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	① 避難所担当者が担当地域内において広報活動 ② 避難所担当者が避難所内において広報活動 (館内放送、口頭伝令等による)
「広報登米災害復旧速報版」の配布	① 避難所担当者が担当地区内に掲示・配布 ② 避難所担当者が避難所内で掲示・配布

3 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

(1) 佐沼警察署・登米警察署

警察署は、市本部、消防本部その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主な広報事項	広報手段
ア 被害の規模及び区域 イ 避難場所及び避難経路の状況 ウ 交通機関の被害状況 エ 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止など） オ 主要幹線道路、橋りょうの被害状況及び復旧の見通し カ 治安状況及び犯罪の防止活動 キ その他デマ・ウワサの防止に関する情報など	広 報 車 無 線 警 ら 車 立看板・横断幕 垂れ幕等の掲示 テレビ・ラジオ 市 へ の 依 頼 (広 報 紙 等)

(2) 東日本電信電話（株）宮城支店（古川営業支店）

東日本電信電話（株）宮城支店古川営業支店は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、次のとおり広報活動を実施する。なお、地震の振動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態になり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項	広報手段
ア 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 イ 通信の途絶又は利用制限の状況 ウ 利用制限をした場合の利用の仕方 エ 利用制限をした場合の代替えとなる通信手段 オ 利用者に協力をお願いする事項 カ その他必要な事項	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広 報 車 チ ラ シ 窓口案内掲示 市 へ の 依 頼 (広 報 紙 等)

(3) 東北電力（株）宮城支店（栗原登米営業所）

感電事故を含む漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。また、停電の状況により、復旧予定時間等については、市本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

主な広報事項	広報手段
<p>ア 第1段階（安全、危険防止）</p> <p>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>② 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること。</p> <p>③ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。</p> <p>④ その他事故防止のための留意すべき事項。</p> <p>イ 第2段階（被害状況）</p> <p>① 停電区域</p> <p>② 停電事故復旧状況</p> <p>③ 停電事故復旧見込み</p> <p>ウ 市民対応窓口の確立</p> <p>需要家からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店等の能率的受付体制を確立しておく。</p>	<p>テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 窓口対応 （営業所等）</p> <p>市への依頼 （広報紙等）</p>

(4) 東日本旅客鉄道（株）仙台支社及びその他公共交通機関

東日本旅客鉄道（株）仙台支社においては、概ね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。なお、その他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主な広報事項	広報手段
<p>ア 駅では、被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う。</p> <p>イ 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。</p>	<p>構内放送 車内放送 職員口頭 掲示等</p> <p>市への依頼 （広報紙等）</p>

第3 広報活動用資機材及び要員の確保

1 拡声器付車両・資機材等の調達

(1) 市保有現在量の把握

総務部長は、本部長の指示の有無に関わらず、その必要があると認めるときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

(2) 調達

市保有現在量では対応が困難な場合は、拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速かつ適切な対応を図る。

ア 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、概算の調達可能品目、数量等を市に報告する。

イ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

ウ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

2 編集補充要員の確保

(1) 編集ボランティア

市内の事業所及び市災害ボランティアセンターに対し編集ボランティアの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 近隣市町職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての近隣市町職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

3 広報活動要員の確保

(1) ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市内の事業所及び市災害ボランティアセンターに要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 近隣市町職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他近隣市町職員の応援派遣を「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、要請する。

第4 広報活動の実施要領

1 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接な連絡の基に、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主な広報事項
<p>(1) 市の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害対策本部設置に関する事項 イ 安否情報 ウ 被害区域及び被害状況に関する情報 エ 避難（勧告・場所等）に関する情報 オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報 カ 防疫に関する情報 キ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 ク ライフラインの被害状況に関する情報 ケ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報 コ 民心安定のための情報 サ 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 シ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 ス 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 セ 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報 ソ 自主防災組織に対する活動実施要請 タ 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 チ 被災者総合支援センターの設置 ツ 被災者に対する救助、助成措置（特別融資、緊急融資、税の減免等）に関する情報 <p>(2) 広報実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 同報無線、有線放送等による広報 イ 広報車による巡回広報 ウ テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報 エ 広報紙による広報 オ チラシ・パンフレットによる広報 カ 避難所への広報班の派遣 キ 自主防災組織を通じたの連絡 ク 市ホームページへの掲載による広報

2 広報活動実施にあたり注意すべき事項

総務部長は、次の事項に注意し広報活動を行う。

伝達事項（例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>(2) 火災の発生に関する情報</p> <p>(3) 河川等堤防に関する情報</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報</p> <p>(5) その他</p>	<p>○ 事態の切迫している感じをまず伝えるよう努めること</p> <p>○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音量・音質・共鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える ● 3回以上繰り返す ● 車両についてはゆっくり運行させる ● 不確実なことはいわない
<p>時期又は地域を限定した伝達</p> <p>(1) 地震に関する情報</p> <p>(2) 防疫、清掃、給水活動等の 応急対策実施状況</p> <p>(3) 安心情報</p> <p>(4) 生活関連情報</p> <p>(5) 通信施設の復旧状況</p> <p>(6) 道路交通状況</p> <p>(7) 医療機関の活動状況</p>	<p>○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること</p> <p>○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 音量・音質・共鳴を考慮 ● ゆっくり正確に伝える ● 3回以上繰り返す ● 車両についてはゆっくり運行させる ● 不確実なことはいわない <p>○ ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること</p>

3 広報車の利用

総務部長が広報文を作成し部員により行う。総務部長は、必要に応じ他の部の車両や市内事業所・団体等からの調達により、必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。広報車による広報は音声のみに限らず、ビラ・チラシ等印刷物の配布にも努める。

4 市職員の口頭での伝達

避難所の要員が各地区において行う。広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、本部と密接な連絡をとりながら、広報活動を実施するよう努める。また、必要な場合は併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

5 市施設における掲示等

総務部長は、「広報登米 災害復旧速報版」を災害発生後2日目を第1号として、1日1回ずつ定期的に発行（印刷物配送又はFAX送信による）するよう努める。これにより情報の空白時間帯や、空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された「広報登米」は、迫り舎においては総務部員が、また、避難所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

6 隣接町への広報依頼

総務部長は、隣接市町との境界部にあたる地域の住民への広報活動で、市職員をもってしても対処しえないと判断される場合については、隣接市町に対して、必要な広報文例（資料編 資料 15 災害時の広報文例）をもって応援広報を要請する。

7 広報文例

総務部長は、広報資料の作成にあたっては、次の文例を基に適宜決定する。

なお、総務部長は、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、情報項目の補充、聞き取り間違いの少ない適切な言い回しへの改訂に努める。

災害種別・区分	広報内容	例文番号
地震時（発生初期）	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達 ・被害状況 ・火災発生の状況を知らせ避難情報の伝達 ・がけ崩れ地区住民への避難情報の伝達 ・避難所・被災者総合支援センター開設 ・安心情報の伝達 ・道路状況と交通規制 ・交通機関の運行状況 ・避難所の開設状況 ・医療救護所の開設状況 ・応急給水の連絡 ・その他復旧時の広報文例 	

第5 報道機関への発表・協力要請

1 市の発表

(1) 本部設置前

市長の指示により、総務部長が報道機関の窓口となり、災害に関する情報の発表・協力の依頼を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、広報班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の依頼を行う。発表は、原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、総務部長は、本部が設置された場合は、迫庁舎敷地内に特設の臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

2 消防本部（署）の発表

登米市消防本部が行う警戒防御に関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、消防長が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等に関する事項の発表については消防本部の定めによる。

3 佐沼警察署・登米警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の幹部を定めて行う。また、発表内容については市（本部）と協議する。

[迅速で確実な救護体制づくり]

第4節 災害救助法の適用

実施担当	関係機関
総務部	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

(1) 市の区域内における住家の被害が、市人口に応じ、住家の滅失した世帯数が次の世帯数以上であること。

※ 全壊、全焼、流失等の世帯を標準とする。

※ 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯とみなして換算する。

※ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。

市町村人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 ～ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 ～ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 ～ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 ～ 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 ～ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上 ～	150世帯
登米市人口：89,318人（H17年国勢調査人口）	80世帯

(2) 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であつて、登米市の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。

登米市の場合：住家滅失世帯数 40世帯

(3) 上記以外の適用基準

- ア 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000 世帯以上であって、登米市の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)
- イ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じたとき。

- ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 被害程度の認定

救助法の認定に際しては、住家の被害の程度認定が重要な要素となる。滅失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼、流出	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
住家の半壊 半焼	住家の損傷が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、損壊又は焼失した床面積が延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	上記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、材木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
※「住家」とは、現実に居住するため使用している建物をいう。 ただし、アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。	

3 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第 23 条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則 … 災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例外 …①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

市は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市長に委任する。

4 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」最終改正 平成 18 年 5 月 26 日）

第 3 救助の実施

1 救助の実施者

知事は、災害救助法第 30 条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第 23 条の規定に基づき委任を通知した場合において、市長は、当該事務を行わなければならない。

したがって、登米市の行う災害救助法に基づく救助活動については、知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

なお、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき市長は、委任を受けた救助以外の救助であっても着手することができる。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送
- (12) 応急救助のための賃金職員雇上費

2 災害報告及び救助実施状況による報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」「中間報告」「決定報告」の 3 段階があり、その都度県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録し整理し、県知事に報告する必要がある。

第5節 救急・救助活動

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 消防団	宮城県 佐沼警察署 登米警察署 陸上自衛隊（第22普通科連隊）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生する恐れがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であることから、市は、県、防災関係機関と連携を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、多数の要救急救助者が発生した場合、自主防災組織、事業所、一般市民に対し救出・救助活動に協力を求める。

第2 救助・救急活動の注意点

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や屋内外の落下物・倒壊物により救助・救急活動を必要とする事態が、市内外各地域で同時多発的に発生する。この場合、救助・救急活動は、次に挙げる2つの要因により「時間との勝負」という一事を最優先で行われなければならない。

- ① 過去における事例を見ると、建物倒壊現場等から救出され命を取りとめた人たちの約9割が24時間以内に救出されていること。
- ② 阪神・淡路大震災でクローズアップされた「クラッシュシンドローム」（控滅症候群）の観点から1～2時間以内の救出による発症防止、48時間以内における人工透析等の救命措置という時間的制約があることが指摘されていること。

第3 各部、各組織の活動

1 総務部の活動

- (1) 消防署、その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。
- (2) 必要と認める場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- (3) その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。
- (4) 一般住民からの情報について適宜関係機関宛に伝達する。

2 消防本部・消防団の活動

(1) 救助・救急体制等

部 名	活動体制・内容
消防本部	<p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p>
消防団	<p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p>

(2) 活動及び出動の原則

- ア 救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。
- イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- ウ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先して中継拠点病院、若しくは拠点救護所に搬送する。
- エ 救急処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当てを行わせる。
- オ 同時に小規模な救出・救急事象が併発している場合は救命効率の高い事象を優先する。

3 佐沼警察署 登米警察署

(1) 救助・救急体制等

活動体制・内容
<p>ア 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、その他多人数の集合する場所及び山（がけ）崩れ等の場所を重点的に行う。</p> <p>イ 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち、日赤などの医療救護班に引き継ぐか、又は処置可能な病院等へ速やかに転送する。</p> <p>ウ 救出・救助活動にあたっては、保有する装備・資機材等を有効に活用する。</p> <p>エ 市、消防署、日赤、医師会等関係機関と積極的に連携し、負傷者等の救出・救助に万全を期する。</p>

(2) 救助・救急活動を円滑に行うための任務

活動体制・内容
<p>ア 救助・救急活動現場周辺地域の交通のコントロール</p> <p>イ 必要な場合の立入禁止区域の設定、監視</p> <p>ウ 行方不明者の捜索</p> <p>エ 死傷者の身元確認</p> <p>オ 救出者の救出時における状況記録作成（クラッシュ症候群、内臓損傷、頭部損傷その他生命危険の恐れのある事象の有無等を中心として）</p> <p>カ 事故原因の調査</p>

4 市民・事業所・自主防災組織等の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自ら危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは、市等に速やかに連絡する。さらに、警察、消防吏員の行う緊急救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防吏員の指示を仰ぐ。また、市など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

5 ヘリコプターによる救助・救急搬送

本部長が必要と認めた場合には、県へ防災ヘリコプター等による救助及び救急搬送を要請し、市は受入れ体制を整える。